

告示第1231号

令和6年10月1日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

磯ビーチハウス等の土地及び建物貸付契約に係る応募者の資格について（告示）

磯ビーチハウス等の土地及び建物貸付契約に係る応募者に必要な資格を次のとおり定めたので告示します。

なお、この契約に係る応募資格を得ようとする者は、下記要領により参加申込書に必要書類を添えて提出してください。

記

1 業務の概要

現在、海水浴場開設期間に開設している磯ビーチハウス及びビーチハウスから海までの護岸について、1年を通じて賑わいを創出することを目的に、現存するビーチハウスの一部を民間に貸し出すこととし、当該施設を使用する事業者等を募集するもの

2 資格要件

この応募に参加できる者は、1事業者が参加する場合にあっては、次に掲げる(2)から(8)までの要件を全て満たしていることとし、複数の事業者が共同で参加する場合（以下「共同企業体」という。）にあっては、代表構成員及び代表構成員以外の構成員が、次に掲げる要件の全てを満たすこととする。

- (1) 共同企業体にあっては、その構成員が1事業者又は他の共同企業体の構成員として本応募に参加しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) この告示の日（以下「告示日」という。）以後に国又は地方公共団体が発注する業務の契約に係る指名停止を受けている期間がない者であること。
- (4) 納期の到来している鹿児島市税（鹿児島市税が課税されていない者で市外に主たる事業所等を有するもの）にあっては、主たる事業所等の所在地の市区町村税。新型コロナウイルス感染症の影響による猶予を受けているものを除く。）を完納していること。

- (5) 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされている者（更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされている者を除く。）でないこと。
- (8) この応募に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

3 参加申込受付

(1) 受付期間

令和6年10月1日（火）から同月18日（金）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(3) 提出書類

次に掲げる書類を提出すること。

- ア 参加申込書（1事業者の場合は様式1-1で提出し、共同企業体の場合は、様式1-2で提出）
- イ 会社概要（様式2）
- ウ 使用印鑑届（様式3）
- エ 暴力団排除に関する誓約・同意書（様式4）
- オ 会社法（平成17年法律第86号）に規定される会社については、商業登記簿謄本（提出日前3か月以内に発行されたもの。写し可）
- カ オに該当する法人以外の法人については、法人登記簿謄本（提出日前3か月以内に発行されたもの。写し可）
- キ 印鑑証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの。原本）
- ク 鹿児島市発行の市税について滞納がないことの証明書（徴収猶予の適用を受けている場合は、徴収猶予の適用を証する書類。提出日前3か月以内に発行されたもの。写し可）
ただし、鹿児島市内に営業所がない場合等で、鹿児島市に納税義務がない場合は、本社所在地発行の「市区町村税」納税証明書（徴収猶予の適用を受けている場合は、徴収猶予の適用を証する書類。提出日前3か月以内に発行されたもの。写し可）
- ケ 法人の場合は、決算書（財務諸表（貸借対照表及び損益計算書））直前3期分

(4) 提出方法

直接持参又は郵送（ファックスによる申込みは、受け付けないものとする。）

(5) 参加申込書の提出先及び問い合わせ先

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市観光交流局スポーツ課（みなと大通り別館5階）

電話 099-803-9622

4 その他

磯ビーチハウス等の土地及び建物貸付契約に係る応募に関する参加申込書等の情報は、鹿児島市ホームページ（<http://www.city.kagoshima.lg.jp>）において入手することができる。